

令和2年7月豪雨災害

大分県 復旧・復興推進計画

(日田市)

令和2年8月27日

大分県災害対策会議

はじめに

令和2年7月6日からの記録的な豪雨により、日田市では河川の氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害を受けました。

復旧・復興に向け、県では知事や副知事、関係部局長全員からなる災害対策会議を立ち上げ、今後の取組方針などを協議してまいりました。去る7月17日、8月7日には、日田市を訪問して市長や副市長、関係部局長等を交えた大分県現地災害対策会議を開催し、被害状況や復旧・復興に向けた課題、要望などを直接、お聞きするなど、関係者一丸となって進めてきたところです。

日田市との協議結果も踏まえ、今般、本格的な復旧・復興に向けた具体的な取組を「大分県 復旧・復興推進計画（日田市）」として取りまとめました。

今後は、この計画に基づき、日田市とも緊密な連携をとり、スピード感をもって復旧・復興を進めます。

なお、この推進計画は、復旧の進捗や復旧・復興方針の検討状況などに応じて、随時見直すこととしています。また、県災害対策会議において計画の進捗管理を徹底し、迅速かつ着実に復旧・復興を推進します。

(目 次)

I	県内の被害状況	1
II	復旧・復興に向けた今後の対応	
	基本的考え方	4
1	道路関係	5
2	河川関係	9
3	砂防関係	12
4	鉄道関係	13
5	農林水産関係	14
6	複数の災害復旧工事間の調整	16
7	県による施工支援	16
8	商工・観光関係	17
9	社会福祉関係	18
10	教育関係	18
11	被災者への支援	19
12	人的支援	20
	参考資料	21

I 県内の被害状況

令和2年8月25日現在

被害種別		単位	県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他	
人的被害	死者	人	5	1	4				
	行方不明	人	1		1				
	負傷者	重傷者	人	1				1	
		軽傷者	人	4	2			2	
住家被害	全壊	棟	63	47	6	7	2	1	
	半壊	棟	194	73	16	80	17	8	
	一部損壊	棟	280	56	66	104	21	33	
	床上浸水	棟	233	49	53	77	13	41	
	床下浸水	棟	396		136	99		161	
	合計	棟	1,166	225	277	367	53	244	
非住家被害		棟	233	140	29	11	24	29	
住民の孤立	(現時点)	地区数	地区	解消済み					
		世帯数	世帯	解消済み					
		人数	人	解消済み					
	(最大)	地区数	地区	10	10				
		世帯数	世帯	66	66				
		人数	人	158	158				
避難者等の状況	(現時点)	避難所数	箇所						
		世帯数	世帯						
		人数	人						
	(最大)	避難所数	箇所	354	54	13	9	12	266
		世帯数	世帯	969	265	74	102	106	422
		人数	人	1,821	517	171	218	207	708
発令状況等(最大の避難勧告等)	避難準備・高齢者等避難開始	世帯数	世帯	420,635	23,664	15,664	3,916	6,626	370,765
		人数	人	889,767	55,340	34,653	9,237	15,068	775,469
	避難勧告	世帯数	世帯	187,263	11,596	15,664	953	6,643	152,407
		人数	人	387,360	26,453	34,653	2,376	15,016	308,862
	避難指示	世帯数	世帯	30,079	27,555		696		1,828
		人数	人	70,252	64,835		1,697		3,720
	災害発生情報	世帯数	世帯	15,664		15,664			
		人数	人	34,653		34,653			

※1 被害状況の集計は令和2年7月6日から令和2年8月25日まで

※2 「その他」欄：大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、姫島村、日出町の計

被害種別		箇所	県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他	
社会インフラ関係	道路 (橋梁含む)	国道 (国管理)	箇所						
			被害額						
		国県道 (県管理)	箇所	306	92	51	42	18	103
			被害額	7,367	3,805	1,276	902	373	1,011
		市町村道	箇所	1,514	337	239	191	34	713
			被害額	5,115	2,060	712	471	538	1,334
	計	箇所	1,820	429	290	233	52	816	
		被害額	12,482	5,865	1,988	1,373	911	2,345	
	河川	国管理	箇所						
			被害額						
		県管理	箇所	678	145	68	233	65	167
			被害額	16,955	4,679	2,420	3,507	2,484	3,865
		市町村管理	箇所	252	59	11	72	23	87
			被害額	2,181	495	100	735	98	753
	計	箇所	930	204	79	305	88	254	
		被害額	19,136	5,174	2,520	4,242	2,582	4,618	
	海岸	箇所							
		被害額							
	港湾	箇所							
		被害額							
砂防設備	箇所	160	23	25	75	13	24		
	被害額	4,236	848	1,693	1,085	127	483		
都市・公園	箇所	5		1		1	3		
	被害額	5		1		2	2		
上水道	箇所	27	9	3	2	10	3		
	被害額	446	224	106	64	44	8		
下水道	箇所	1					1		
	被害額	100					100		
公営住宅	箇所	7	2	2	2		1		
	被害額	49	43	2	3		1		
小計	箇所	2,950	667	400	617	164	1,102		
	被害額	36,454	12,154	6,310	6,767	3,666	7,557		
農林水産関係	農産物等	箇所	486	44	69	133	108	132	
		被害額	236	70	15	66	45	40	
	栽培施設	箇所	87	18	16	28	18	7	
		被害額	410	267	10	87	31	15	
	農地・ 農業用施設	箇所	5,943	599	2,258	1,252	807	1,027	
		被害額	13,613	882	4,901	3,461	1,940	2,429	
	その他 農業施設	箇所							
		被害額							
	計	箇所	6,516	661	2,343	1,413	933	1,166	
		被害額	14,259	1,219	4,926	3,614	2,016	2,484	

被害額:百万円

被害種別			県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他	
農林水産関係	林業関係	林地崩壊	箇所	47	14	13	5	1	14
			被害額	1,850	499	469	390	5	487
		治山施設	箇所	10	1	1	3		5
			被害額	146	8	6	123		9
		林道	箇所	289	132	7	44	17	89
			被害額	1,419	886	35	148	48	302
		その他 林業施設	箇所	49	18	1	18	9	3
			被害額	196	101	1	74	14	6
	計	箇所	395	165	22	70	27	111	
		被害額	3,611	1,494	511	735	67	804	
	漁業関係	水産関係	箇所	21	7	3	7	2	2
			被害額	151	9	26	110	5	1
		漁港関係	箇所	5					5
			被害額	182					182
計		箇所	26	7	3	7	2	7	
		被害額	333	9	26	110	5	183	
小計			箇所	6,937	833	2,368	1,490	962	1,284
			被害額	18,203	2,722	5,463	4,459	2,088	3,471
商工・観光関係			箇所	186	96	36	27	9	18
			被害額	5,056	3,242	954	350	192	318
社会福祉関係			箇所	8	4	2		1	1
			被害額	637	625	10		2	
教育関係	公立学校	県立学校	箇所	3	1				2
			被害額	21	10				11
		市町村立 学校	箇所	5	1	1	3		
			被害額	142	53	26	63		
		計	箇所	8	2	1	3		2
			被害額	163	63	26	63		11
	私立学校		箇所	1					1
			被害額	10					10
	その他学校施設		箇所						
			被害額						
	社会教育施設		箇所	6		4		2	
			被害額	22		17		5	
	文化財		箇所	9	4	1		1	3
			被害額	6		4			2
小計		箇所	24	6	6	3	3	6	
		被害額	201	63	47	63	5	23	
その他			箇所	13	1	2	3	1	6
			被害額	207	15	50	28	5	109
合計			箇所	10,118	1,607	2,814	2,140	1,140	2,417
			被害額	60,758	18,821	12,834	11,667	5,958	11,478

※ 商工・観光関係の箇所、被害額は、商工団体、市町村など関係者からの聞き取りにより把握した、施設や設備等について被害が見込まれる事業者の数値

※ 調査の進展により、箇所、被害額は今後、変動する

Ⅱ 復旧・復興に向けた今後の対応

基本的考え方

被災直後から日田市と連携し、緊急対応、応急復旧に取り組んできたが、今後は住民生活や産業活動を支える観点から、幹線道路をはじめ、地域密着の生活道路、あるいは、再度の被災で孤立の恐れのある地域や農地・商業施設などに通じる路線を優先に迅速な復旧・復興に取り組む。

また、災害復旧事業は「原形復旧」を原則としているが、近年、台風や豪雨に起因する大規模災害が頻発しており、将来に向けて累次の被害発生、再度の浸水被害等を防止するため、必要なものについては、県土の強靱化に繋がる河道拡幅等の「改良復旧」の可能性について十分な検討を行う。

被災した農地・農業用施設等については、可能な限り次期作に間に合うよう早期復旧を図るとともに、今後の経営効率化に向けた農地の集積や大区画化等について、生産者や関係団体と協議を行う。加えて、河川・溪流沿いや山頂の急傾斜地にはスギ等の針葉樹を植えずに、広葉樹での回復を図る「災害に強い森林づくり」を推進する。

迅速な災害査定対応に向け、市に対し、査定設計書の作成支援を行うほか、施工方針や発注時期、工程等について、市と速やかに検討・調整を行うこととし、随意契約なども随時活用できるように、道路・河川等の受注者情報などを提供する。

被災により家屋等の移転が求められる場合には、地域住民の意向を見極めつつ、被災地域としてのコミュニティ機能の維持を考慮し、地域内の安全な場所を確保する「域内移転」などを検討する。

今後の状況変化によって、新たに発生する諸課題については、臨機・柔軟に市と連携しつつ、スピード感を持って対応していく。

1 道路関係

○国道210号【国管理】（天瀬町赤岩）

天瀬町赤岩では、延長80mにわたり大規模な道路決壊が発生しており、大分自動車道や玖珠天瀬線等への迂回を余儀なくされていた。

国土交通省では、全面通行止めの早期解消を目指し、24時間体制で応急工事を実施し、8月17日に片側交互通行へ移行した。引き続き、本復旧工事に着手することとされている。

国道210号【国管理】（天瀬町赤岩）



被災状況



復旧状況



○国道442号【県管理】（中津江村合瀬）

中津江村合瀬では、2か所で道路決壊（L=35m、L=16m）が発生した。中津江村中心部から鯛生金山方面については、遠回りの迂回をお願いしているため、全面通行止めの早期解消が必要である。

特に、鯛生金山側の被災箇所は急崖な地形で狭隘であるため、全面通行止めにより本復旧工事を行い、10月26日に交通規制の解除を目指す（写真①）。残る1か所については、片側交互通行を行いながら本復旧工事を実施する（写真②）。



○国道442号【県管理】（中津江村栃野・津江郵便局先）

中津江村栃野では、道路沿いの保安林指定された自然斜面において、延長35m、高さ45mの規模の土砂崩壊等が発生した。現在、全面通行止めとし、崩土除去や仮設防護柵等の応急工事を行っている。

また、隣接するコンクリート擁壁には延長約100mにわたってひび割れが生じていることから、地すべり調査観測を行っている。対策工の決定には時間を要するが、幹線道路であるため、観測を行いながら9月14日に片側交互通行への移行を目指す。

復旧工事については、地すべり調査の結果を踏まえながら、治山事業と連携して取り組む。

国道442号【県管理】（中津江村栃野）



○市道湯山線 新天瀬橋（天瀬町赤岩）

玖珠川の増水により流失した天瀬町赤岩の新天瀬橋（橋長63m）の復旧にあたっては、災害査定に係る復旧工法の検討や施工監理等、県による技術支援を行う。



2 河川関係

○筑後川【国管理】（北友田）

北友田では、市営住宅や商業施設等を含む戸数約30戸、面積約3.0haにわたる浸水被害が発生している。浸水地域は県管理河川の二串川が合流しているため、国、県、日田市の三者で対策方針の検討・調整を行っている。今後は、浸水被害の軽減に向けて整備手法の検討を進めていく。

○筑後川【国管理】（石井地区）

友田地区対岸側の石井工業団地において、入居企業が浸水したため、災害の再来に備え、国、県、日田市で協力して対策を進めていく。

○玖珠川【県管理】（天瀬町 JAおおいた天瀬支店付近）

玖珠川沿いのJAおおいた天瀬支店付近では、戸数約20戸、面積約4.0haに及ぶ浸水被害とともに、約0.8kmにわたり護岸が崩壊している。復旧にあたり、河川右岸側の斜面对策についての検討が必要であり、再度の災害防止のため、河川の被災施設について改良復旧も含めて検討を進めていく。

玖珠川【県管理】（天瀬町 JAおおいた天瀬支店付近）



○玖珠川【県管理】（天瀬町 天ヶ瀬温泉街）

天ヶ瀬温泉街では、戸数約100戸、面積約7.0haにわたる浸水被害が発生している。再度の災害防止に向けた工事にあたっては、筑後川本川や下流区間への影響を考慮した復旧方針の検討のほか、天ヶ瀬温泉旅館組合や沿川住民との合意形成、泉源への影響把握が必要である。今後、関係者と調整を行いながら、浸水被害軽減に向けた整備手法の検討を進めていく。

玖珠川【県管理】（天瀬町 天ヶ瀬温泉街）



○玖珠川【県管理】（天瀬町 ポケットパーク天ヶ瀬付近）

玖珠川沿いのポケットパーク天ヶ瀬付近では、戸数約20戸、面積約2.0haに及ぶ浸水被害とともに、約0.6kmにわたり護岸が崩壊している。復旧にあたり、湯ノ釣温泉の関係者や沿川住民との合意形成が必要である。再度の災害防止のため、河川の被災施設については改良復旧も含めて検討を進めていく。

玖珠川【県管理】（天瀬町 ポケットパーク天ヶ瀬付近）



3 砂防関係

○杉河内地区（天瀬町赤岩）

天瀬町赤岩では、幅25m、高さ48mにわたり斜面が崩壊し、人家被害が4戸発生している。再度災害防止に向けた緊急対応が必要であり、大型土のうによる応急工事は完了している。

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業による国の予備費の内定（国費29百万円）があり、本復旧に向けた測量、設計等を進めていく。

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（杉河内地区）



（参考）災害関連緊急砂防事業箇所

- ・上谷川 上津江町上野田
- ・宮田川 中津江村栃野
- ・貫見川 大山町西大山

4 鉄道関係

○JR久大本線

第八玖珠川橋梁（日田市天瀬町赤岩）の盛土流出などにより、日田駅～向之原駅間が不通となり、日田駅～天ヶ瀬駅間には7月29日から8月7日までの間、代行バスが運行された。8月8日には日田駅～豊後森駅間で鉄道の運転が再開されたが、引き続き久大本線の早期全面復旧をJR九州に要請していく。

久大本線 主な被災状況

第二野上川橋梁流失

※1928年完成、長さ：39.92m



水分トンネル土砂流入



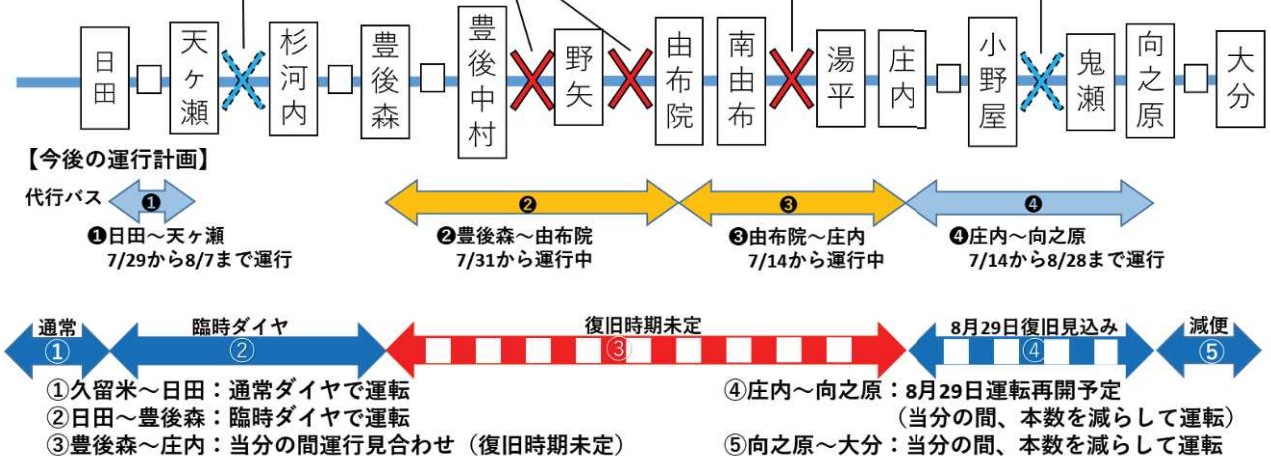
第八玖珠川橋梁盛土流出 (8/8復旧済み)



南由布・湯平間築堤崩壊



馬地谷橋梁流失 (8/29復旧見込み)



5 農林水産関係

○ライスセンター及び農業用機械（石井町）

三隈川と花月川の合流地付近の氾濫によりライスセンターが浸水し、施設（建物、乾燥機）及び農業用機械（トラクター、田植機、トラック、フォークリフト）が損傷した。

被災した施設・農業用機械の修繕や再取得については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を活用し、県と市が上乗せして助成（補助率5/6：国1/2、県1/6、市1/6）する。

水稻の乾燥施設については、作業開始前の9月中旬までの完了を目指す。

○畜舎等（3か所：天瀬町、中津江村、上津江町）

肉用牛の畜舎内に土砂流入や浸水が発生し、畜舎、機械、肉用牛等が損傷した。

被災した畜舎の土砂撤去、機械等の整備や代替肉用牛の導入について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び畜産経営災害総合対策緊急支援事業を活用し、県と市が上乗せして助成（補助率5/6：国1/2、県1/6、市1/6）する。

被災畜舎2か所について、飼養スペースが減って過密状態となっている畜舎は12月末まで、その他の1か所は3月末までの完了に向けて支援する。

○鳥獣防護柵

農地への土砂流入や畦畔の流出により、鳥獣防護柵（1,742m）が倒壊、損失した（8月25日現在）。

鳥獣防護柵の再整備に向けた資材購入費については、県と市で助成（補助率9/10：県4.5/10、市4.5/10）する。〔7月補正（専決）〕

今期の水稻作については、電気柵の仮設置等の応急復旧を図るとともに、次期作前の令和3年3月までの本復旧完了を目指す。

○製材所等の機械（13か所）

製材所への土砂流入や浸水により、製材用機械等が損傷した。

被災した製材用機械等の復旧・整備等については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し、県と市が上乗せ助成（補助率5/6：国1/2、県1/6、市1/6）する。また、概ね500万円以上の事業費要件を満たさないなど、交付金を活用できない事業者に対して、県と市で助成（補助率2/3：県1/3、市1/3）する。

特注機械の製造に時間を要する事業所もあり、遅くとも令和3年2月までの完了を目指す。

○しいたけ生産施設（5か所）

土砂流入により、しいたけ生産施設（乾燥機、ハウス、ほだ木等）が損傷した。

被災した施設の撤去・復旧・整備等については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し、県と市が上乗せ助成（補助率5／6：国1／2、県1／6、市1／6）する。また、協業体の構成が難しく、交付金を活用できない生産者は、県と市で助成（補助率2／3：県1／3、市1／3）し、乾燥機及びハウスは、今年の秋子の収穫に向けて、10月までの完了を目指す。

○治山関連事業（15か所）

中津江村・上津江町を中心に、山腹崩壊等により、家屋等への土砂流入が発生した。

中津江村栃野ウソノ谷など、応急復旧が急がれる治山施設被害等9か所については、農林水産関係災害時緊急事業や県単治山事業を活用し、土砂除去や施設の修復等に早期着手する。

また、上津江町の上谷地区、広川地区などの山腹崩壊等の林地被害6か所については、災害関連緊急治山事業の実施に向けて、7月22日から国への申請に必要な調査測量設計業務に着手しており、国との事業協議を経て、速やかに工事に着手する。

農林水産関係災害時緊急事業及び県単治山事業による応急復旧は、令和3年1月（仮設撤去は3月）まで、災害関連緊急治山事業は梅雨入り前の令和3年5月までの完了を目指す。

○上津江町上谷地区（林地崩壊）

山腹崩壊により、林業専用道が損壊するとともに、農地及び製材所に土砂が流入した。

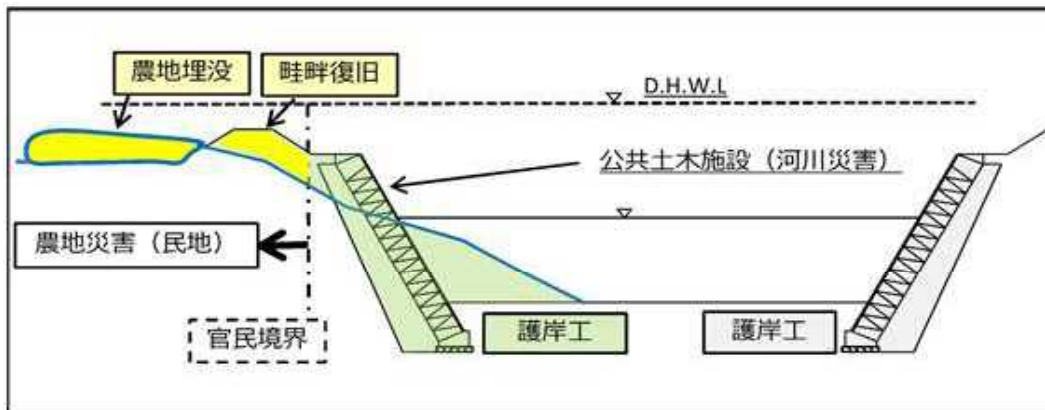
法面崩壊の拡大防止と早期安定が課題であり、下流に設置する砂防堰堤と合わせた土砂流出抑制機能の発揮を目指し、砂防事業との工事調整を図りながら、崩壊法面への法枠工の設置（0.7ha）等を実施する。砂防堰堤との施設位置の調整を要するが、梅雨入り前の令和3年5月までの完了を目指す。

6 複数の災害復旧工事間の調整

道路、河川、砂防、治山、農地など複数の被災施設の復旧工事においては、査定前に市と管理者協議（二重採択防止など）を早期かつ綿密に行い、施工方針や発注時期、工程等について、迅速に検討・調整する。

道路と治山・・・日田市中津江村栃野ウソノ谷地区など

<河川災害と農地災害の連携（イメージ）>



7 県による施工支援

県事業との一体施工が効果的、あるいは橋梁など技術的難度が高い被災箇所を対象として、市の要望に基づき事前調整を行い、県が災害復旧事業を受託し、災害査定後、速やかに工事に着手する。

受託予定箇所	関連する 県の施設
ゆのつる 湯ノ釣2号線	玖珠川
やまのつる 山ノ釣線	

技術的難易度が高い特殊橋梁などについては、（公財）大分県建設技術センターが市発注工事を施工支援する。

受託予定箇所	関連する 県の施設
ゆやま しんあまがせ 湯山線（新天瀬橋）	玖珠川
かたやまとくせ とくせ 片山徳瀬線（徳瀬橋）	しょうで 庄手川

8 商工・観光関係

○天ヶ瀬温泉

旅館・ホテル11施設や商店などの浸水被害のほか、温泉街のシンボルとも言える成天閣所有の吊り橋の損壊、地域で運営する共同露天風呂5か所の崩壊などが発生しているため、「なりわい再建補助金」や持続化補助金等により旅館・ホテルなどの事業の基盤となる施設・設備等の早期復旧を支援するとともに、同補助金の対象外となる共同浴場等の施設等についても、地元及び市と協議のうえ支援を検討する。

特に、観光事業者については、インバウンドの減少、新型コロナウイルスの感染拡大でも大きな影響を受けているため、風評被害の払拭及び復旧後の誘客に向け、復旧状況等の正確な情報発信と積極的な誘客キャンペーンを実施する。

○日田温泉

ホテル所有の屋形船29艘のうち10艘が流失、2艘が破損しているため、「なりわい再建補助金」や持続化補助金等により早期復旧を支援するとともに、屋形船の再度流失防止のため、地元及び市・国と対策を検討する。（第1回検討会：8月7日）

特に、観光事業者については、インバウンドの減少、新型コロナウイルスの感染拡大でも大きな影響を受けているため、風評被害の払拭及び復旧後の誘客に向け、復旧状況等の正確な情報発信と積極的な誘客キャンペーンを実施する。

○工場、事務所、店舗等

市中心部の工場、事務所、店舗等で浸水被害が多数発生しており、「コロナ」「豪雨災害」で影響を受けた事業者の施設・設備の早期復旧が必要なため、「なりわい再建補助金」や持続化補助金等による復旧支援を迅速に行う。

- ・事業者向け説明会：8月12日（市内2か所で実施）

【なりわい再建補助金】

被災した中小企業等が行う施設・設備の復旧費を助成

- ・上限額3億円 補助率3/4（国1/2、県1/4）

※災害とコロナで二重苦の事業者に対し、県負担1/4を1/3とし、
全体の補助率を5/6に引き上げ [8月補正(専決)]

【持続化補助金（被災小規模事業者再建事業）】

被災した小規模事業者が行う機械設備購入や店舗改装、広告宣伝等の経費を助成

- ・直接被災者 上限額200万円 補助率2/3（国）

- ・間接被災者（売上減少など） 上限額100万円 補助率2/3（国）

※災害とコロナで二重苦の事業者に対し、県で1/6を上乗せし、
補助率を5/6に引き上げ

9 社会福祉関係

○デイサービスセンターなかつえ、生活支援ハウス安寿苑、 津江老人福祉センター（中津江村栃野）

同一敷地内の3施設に土砂流入、床上浸水の被害が発生した。デイサービスセンターなかつえ及び生活支援ハウス安寿苑については、現在地が土砂災害警戒区域のため、移転先を検討中であり、津江老人福祉センターについては廃止の予定とされている。

今後、移転に係る災害復旧費国庫補助金の特例適用等について国との協議を進める。

○日田市立光岡こども園（北友田）

床上浸水により、園舎建具や園内備品等が破損・損傷し、園庭には土砂が流入した。

7月末から復旧工事に事前着手し、8月末に完了見込みであり、9月1日から運営再開予定である。今後、災害復旧費国庫補助金申請を進める。

10 教育関係

○東溪中学校

河川氾濫により、校舎及び体育館の床下浸水、グラウンド・テニスコート・プール・車庫等への土砂・流木の流入、消火設備・電気設備等の破損が発生した。再発防止のためには、既存施設の嵩上げなどの越水対策が必要であり、今後、対策を検討する。

土砂等の堆積によりグラウンド等が使用できず、近隣小学校等のグラウンドを使用し、体育活動等を実施しているため、9月を目途に土砂等を撤去してグラウンド等が使用できるよう、復旧方法等について国と協議を進める。

○児童生徒の心のケア

児童生徒への心のケアについて、小中学校3校に対し延べ11名のスクールカウンセラーを緊急派遣し、不安などを抱える児童生徒への相談支援を行った。引き続き、市教育委員会と連携を密にし、児童生徒への支援を行う。

○県指定有形文化財 筏場目鏡橋

所有者不明であり、礎石を残して全壊流出したため、復旧困難な状況である。

文化財保護審議会（8月11日開催）において、指定の解除を含めた今後の方向性を諮問した。

11 被災者への支援

○住宅再建

被災者生活再建支援制度（国制度）を活用し、住宅が全壊、大規模半壊した世帯を支援する。

なお、国制度の対象外となる半壊、床上浸水世帯については、大分県災害被災者住宅再建支援金で支援する。

※8月25日現在：全壊48戸、大規模半壊27戸、半壊47戸、床上浸水49戸

○家屋の解体

市が実施する災害廃棄物（被災した家屋や流入土砂等）の処理に対しては、国庫補助制度の活用が可能であり、市負担分には特別交付税（95%）が措置される。

なお、今回の災害では、「全壊家屋」に加え、「半壊家屋（損害割合が20%以上50%未満）」が補助対象とされたほか、「被災者自らによる解体・撤去」も事後に補助制度の対象となる。

県としても技術的指導や、国への補助金申請の指導など、引き続き丁寧に対応していく。

・制度説明会 第1回：7月29日、第2回：8月11日

○みなし仮設住宅

住宅が全壊又は半壊（応急修理に要する期間が1か月超）した被災者に対して、国の制度（国1/2、県1/2）を活用して、民間住宅を借り上げて提供する。

国制度の対象外となる、住宅が半壊（応急修理に要する期間が1か月以内）又は床上浸水した被災者には、大分県災害救助費補助金（県・市各1/2）により、民間住宅を借り上げて提供する。

※8月25日現在：入居済18世帯

○公的賃貸住宅への入居

被災者に対して、住宅の目的外使用として住戸を提供する。使用期間は原則6か月、更新可能で最長1年間。使用料（家賃）は免除。

※8月25日現在：入居済 県営住宅2戸、県職員住宅1戸、市営住宅22戸

○水道施設

本復旧・応急復旧の状況（8月25日現在）

断水は7月18日までに全て解消済（最大282戸）

区分	被災施設数	本復旧	応急復旧	本復旧見込み
公営水道	4	0	4	令和3年3月～令和3年12月
民営水道	5	1	4	令和3年3月
計	9	1	8	

※民営水道施設の復旧（応急復旧含む）については、地元負担分の1/2を1/4に軽減するため、県独自で上乘せ支援する。[7月補正（専決）]
・補助率3/4：県1/4、市1/2

12 人的支援

災害復旧業務支援のため、土木職員7名（県職員2名、市町村職員5名）を8月17日から派遣しており、9月1日からは農業土木及び林業職員各1名（ともに県職員）、土木職員1名（県外市町村職員）を派遣予定である。

また、生活環境の変化に伴う被災者の新たな健康問題の把握や、二次的健康被害の悪化予防等の活動においては、市との情報共有を図りながら、必要に応じて保健師等による助言、支援を行う。

参考資料

<土木関連施設の復旧・復興スケジュール>

	令和2年度									令和3年度	令和4年度	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
被災状況の調査と災害報告	→											
応急工事	(必要に応じて実施)											
査定準備	→											
災害査定 (事業費の決定)			9月8日~		→							
復旧工事の実施				(緊急度の高い箇所から着手)						→	→	→

<農地・農業用施設等の復旧・復興スケジュール>

	令和2年度									令和3年度	令和4年度	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
被害状況の調査と災害報告	→											
応急工事	(必要に応じて実施)											
査定準備	→											
災害査定 (事業費の決定)			→									
災害復旧補助率の確定	作付けが行われている農地は、稲刈り終了後、直ぐに工事着手ができるように、11月末までに査定を完了											
復旧工事の実施				(優先順位の高い箇所から着手)						→	→	→

仮設対応により、営農を継続できる箇所や、緊急に復旧すれば、次期作に間に合う箇所については、積極的に応急工事を活用

※早期の営農再開に資するものから順次実施
 ※河川工事等のインフラ整備と連携し機能強化を図るものは、関係者との連携のもと、早期完成を図る。

<作付け再開に向けた復旧の流れ>

	令和2年						令和3年				令和4年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	~	6月	~	12月	1月	~	6月	~	12月
	発災		復旧方針の決定		災害査定											
本年収穫可能な農地	応急復旧		仮設ポンプなどにより用水を確保		収穫(10月~11月)		本復旧		作付・収穫(6月~11月)				作付・収穫			
本年収穫不可	応急復旧		仮設ポンプなどにより用水を確保		本復旧		作付・収穫				作付・収穫					

○河川の復旧工事等との調整が必要な場合（令和4年の作付けに向けて復旧）

収穫不可	応急復旧		仮畦畔や波板を設置		本復旧		作付・収穫				作付・収穫					
仮畦畔等により一部収穫可能な箇所	応急復旧		仮畦畔や波板を設置		収穫		本復旧【河川等】		作付・収穫		本復旧【農地等】		作付・収穫			